

人口減少・地方創生 プロジェクト

人口減少・超高齢化という大きな課題に対応し、市の特徴を生かした自律的で持続可能な社会の創生のため、平成26年12月、「留萌市人口減少・地域創生プロジェクトチーム」を設置しました。



地方創生関連法が成立

平成26年11月21日に地方創生関連法が成立しました。

この法律は「まち・ひと・しごと創生法」および「地域再生法の一部を改正する法律」の2つを指し、地方創生の中心となるものです。

「まち・ひと・しごと創生法」は、地域の活力などを引き出し実施するための地方創生の理念や全体的な戦略策定の方法などを定めています。

「地域再生法の一部を改正する法律」は、平成17年に制定された「地域再生法」を改正するための法律で、地域の活性化に取り組む地方自治体を支援するものです。

市においても、「まち・ひと・しごと創生法」および「地域再生法の一部を改正する法律」の成立を受け、将来に向けて人口の減少や流出に歯止めをかけるため、今後の取り組みべき方向性についての議論を進めていくことが求められます。



2040年には留萌市の人口は1万3千人に減少

国勢調査において、市の人口の推移は、1965年の40,231人、231人をピークに減少傾向が続き、2010年には24,457人、457人となつていきます。

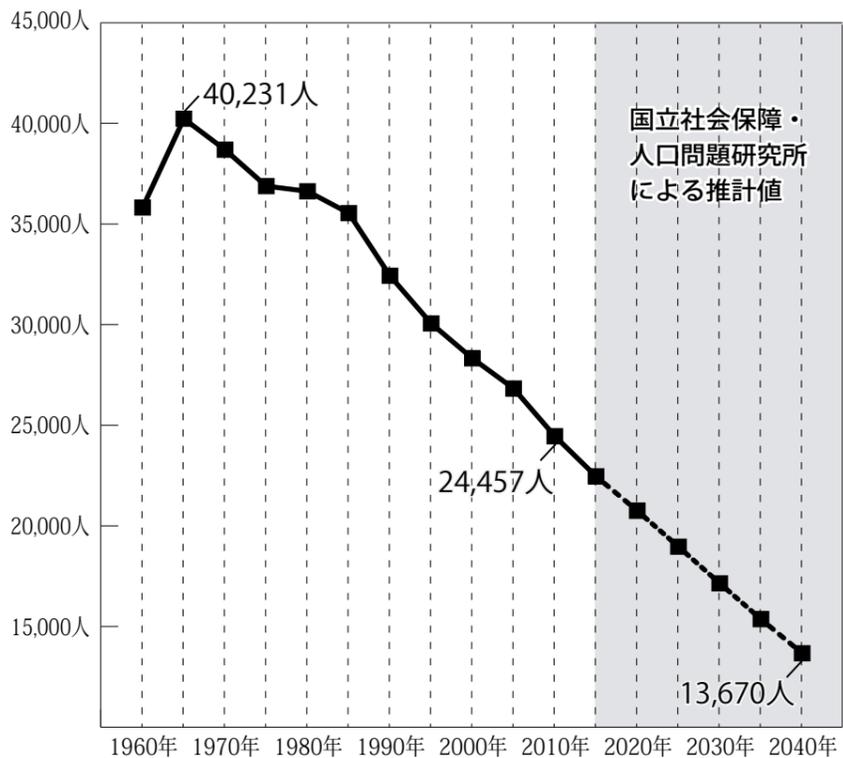
平成25年3月に国立社会保障・人

口問題研究所において「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」が公表されました。

これは、2010年の国勢調査の人口を基に、2010年10月1日から2040年10月1日までの30年間の将来人口を5年間ごとに推計したものです。

留萌市の将来人口は、2040年

●留萌市の人口推移と将来人口の推計



※2010年までの総人口は「国勢調査」の数値により作成(基準日:10月1日)
※2015年以降の数値は「国立社会保障・人口問題研究所」の推計値により作成

留萌市人口減少・地域創生プロジェクトチームの設置

市は、「まち・ひと・しごと創生法」および「地域再生法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、速やかに市長をチーム長とする「留萌市人口減少・地域創生プロジェクトチーム」を設置し、次の項目について検討しています。

- ① 地方への新しいひとの流れをつくること
- ② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにすること
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る
- ⑤ 地域と地域を連携すること
- ⑥ その他まち・ひと・しごと創生に関すること

プロジェクトチームは、平成27年12月31日まで設置し、庁内に「留萌市人口ビジョンワーキンググループ」、留萌市地方創生ワーキンググループ」を設け、市の将来人口のシミュレーション、市におけるまち・

地方創生も市民会議の設置

市は、住民参加型の協議の場として「地方創生も市民会議（以下市民会議）」を設置し、市の将来人口ビジョンを参考に、市が目指す将来のまちづくりのための重要な課題について議論を進めていきます。

市民会議は、公募により選出された市民および市内の各団体から選出された市民で構成されており、創生総合戦略の策定に向けた意見をいただきます。

地域創生に関する市の取り組みについては、市ホームページ (<http://www.e-rumoi.jp/>) をご覧ください。「広報もい」では、「市の人口減少分析」および「地方創生も市民会議の開催結果」についてお知らせします。

お問い合わせは
政策調整課 ☎42-1809
<http://www.e-rumoi.jp/>